

## 「定款」の一部変更について

2020年1月10日

一般社団法人 金融先物取引業協会

### 1. 定款の変更の目的

2014年3月に「総合取引所」の実現に向けた金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）が施行されました。

2019年3月28日には、株式会社日本取引所グループと株式会社東京商品取引所の経営統合に関する基本合意がなされ、本年7月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなりました。

このため、本協会の定款の定義を一部変更するものです。

### 2. 方法等

「定款」の一部を変更します。

### 3. 変更案の説明

#### (1) 変更案

別添の資料をご覧ください。

#### (2) 該当条文

##### 第2条の2（定義）

「総合取引所」の実現に向けた制度整備を行うことにより、市場デリバティブ取引に商品関連市場デリバティブ取引が含まれることとなり、これに伴い日本証券業協会との業務範囲を整理することとします。

これにより、定款第2条の2(2)及び(4)に規定する市場デリバティブ取引から金融商品取引法第2条第24項第3号の2に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関するものを除くこととします。

### 4. 金融先物取引業務マニュアルへの追加等

特になし。

## 5. 日程

年月日	内 容	備 考
2019. 12. 24	業務部会	パブリックコメント募集手続きについて
2020. 1. 10	パブリックコメントの募集	2020. 2. 9 まで
2020. 3. 13 (予定)	理事会 (書面)	
2020. 3. 30 (予定)	臨時総会	2020. 4. 1 施行

## 6. 意見等の募集について

本定款変更案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することとします。

(1) 公表資料及び公表方法

一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2020年1月10日から2020年2月9日

(3) 意見等の提出方法

郵送、電子メールその他これらに類する方法とします。

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度業務部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、業務部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一般ホームページに掲載します。

7. 施行後の取組状況の確認等

特になし

8. その他留意事項

- ・今後も所管する業務について、他協会と連携していくものとします。

以 上